

平成19年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

(1) 経過と概要

平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、策定した計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

この法律により、地方公共団体は、毎年度の決算時期に、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標（以下「健全化判断比率」といいます。）の算定・公表が義務づけられました。

また、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を定め財政の健全化に、財政再生基準以上となった場合は財政再生計画を定め財政の立て直しに取り組みなければなりません。同じように、地方公共団体が経営する公営企業についても、資金不足比率を算定・公表し、経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定め経営の健全化に取り組みなければなりません。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務づけは平成20年度決算から適用されます。

平成19年度決算に基づき算定された南あわじ市の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおりで、すべて早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。しかし、各指標の比率が基準を下回っていれば問題ないということではなく、別途決算の概要等でも示しているように、南あわじ市の財政が非常に厳しい状況にあることは変わりないため、今後さらなる行財政改革に取り組んでいきます。

(2) 健全化判断比率

(単位：%)

指 標	平成19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.77	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.77	40.00
③実質公債費比率	19.9	25.0	35.0
④将来負担比率	245.5	350.0	

※ ①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と記載しています。

(3) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成19年度決算	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
漁業集落排水事業特別会計	—	20.0
慶野松原海水浴場特別会計	—	20.0
土地開発事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
国民宿舎事業会計	—	20.0

※ 資金不足が生じない場合「—」と記載しています。

(4) 各指標について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 特別会計のうち普通会計に相当する会計：サイクリングターミナル事業特別会計、産業廃棄物最終処分事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

※福祉、教育、まちづくりなど市の基本となる事業を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

市の財政運営においては、本来、赤字が生じないようにすべきですが、赤字が生じた場合には十分にその原因を明らかにすることが必要であり、早期解消に努めなければなりません。

また、この比率が高くなるほど赤字の解消が難しくなってくるため、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要があるとともに、解消までの期間も長期にわたる可能性が高くなるなど、深刻な事態になっているということになります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

※市のすべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、市全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

市の会計は、一般会計のほかに料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など、複数の会計に分かれています。しかし、会計が分かれているといっても市として法人はひとつであるため、全体の状況を把握することは重要です。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、市全体として見たときの財政状況がよいとは言えません。

この指標が一定以上になるということは、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の問題が市全体からみても大きな問題となっていることを示しています。

また、連結実質赤字比率においても、赤字が生じないようにすべき点や比率が高くなるほど解消に期間を要する点などは、実質赤字比率と同様です。

$$\text{実質公債費比率(3ヶ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る普通交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る普通交付税措置額})}$$

●準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準じるもの
- ホ 一時借入金の利子

※借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

市の長期(年度を越えるもの)の借金を地方債といい、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。このほか、公営企業等の他会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費や、近隣市町との組合により整備したごみ処理施設に係る負担金なども公債費に準じる経費として公債費に加算し、実質的な公債費を算出します。

公債費や公債費に準じる経費は、支出を取りやめたり先送りしたりすることができず、一度この経費が増大すると数年間に渡り同程度の額を支払っていかなければならないため、財政を圧迫します。

このため、この比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りの危険度が高まることになります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る普通交付税措置見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る普通交付税措置額})}$$

●将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等にかかるもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等負担見込額
- ハ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等負担見込額

●充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

※市の一般会計等が抱えている負債等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

市の一般会計等が抱えている負債には、市の長期の借金である一般会計等の地方債のほか、借金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したものや、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、近隣市町との組合により整備したごみ処理施設に係る地方債のうち南あわじ市の負担分などがあります。また、土地開発公社や第三セクターの負債のうち市がその損失を補償する契約をしているものについても、その団体の経営状況によっては将来負担する可能性があります。

将来、こうした負担額は実際に支払っていかなければなりませんので、この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高いと言えます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
 - ・法適用企業
(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
 - ・法非適用企業
(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額
- 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- 事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額

※公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消することが難しくなるため、公営企業として経営に問題があることとなります。ただし、公営企業の赤字を計算する際に、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。例えば下水道事業の場合、各家庭に下水道が行き渡る前に下水処理場の建設が必要となることから、予定している下水道料金が入ってくるまでは資金不足となるものの、後の料金収入等で解消されることが前提となっている場合があります。このように解消することが予定されている範囲内の資金不足については、差し引いて計算します。

(5)各指標の会計範囲について

南あわじ市の対象会計

一般会計等		公営事業会計		公営企業会計		一部事務組合・広域連合		地方公社・第三セクター等	
一般会計等	一般会計	公債管理							
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	勤労者福祉共済		サイクリングターミナル事業特別会計					
		その他事業		産業廃棄物最終処分事業特別会計					
				ケーブルテレビ事業特別会計					
		①国民健康保険		国民健康保険特別会計 保険事業勘定					
				国民健康保険特別会計 直営診療所勘定					
		②介護保険		介護保険特別会計 保険事業勘定					
		③後期高齢者医療							
		④農業共済		農業共済事業特別会計					
		⑤老人保健医療		老人保健特別会計					
		⑥介護サービス		介護保険特別会計 サービス事業勘定					
				訪問看護事業特別会計					
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第37条の事業)	法適用企業	⑦駐車場						
			⑧交通災害共済						
			⑨公営競技						
			⑩公立大学附属病院						
			⑪有料道路						
			①水道事業		水道事業会計				
			③工業用水道						
			④軌道						
			④自動車運送						
			④鉄道						
			⑤電気						
			⑥ガス						
			⑧病院						
			⑭その他法適用事業		国民宿舎事業会計				
		法非適用企業	②簡易水道						
			④船舶運航						
			⑦港湾整備						
			⑨市場						
			⑩と畜場						
		⑪宅地造成		土地開発事業特別会計					
		⑫下水道		公共下水道事業特別会計					
				農業集落排水事業特別会計					
				漁業集落排水事業特別会計					
		⑬観光施設		慶野松原海水浴場特別会計					
一部事務組合・広域連合				淡路広域行政事務組合					
				淡路広域消防事務組合					
				洲本市・南あわじ市衛生事務組合					
				南あわじ市・洲本市小中学校組合					
				淡路広域水道企業団					
				洲本市・南あわじ市山林組合					
				兵庫県議会議員公務災害補償組合					
				兵庫県市町村職員退職手当組合					
				兵庫県市町村交通災害共済組合					
				兵庫県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等				淡路島土地開発公社					
				沼島汽船株式会社(兵庫県信用保証協会)					

